

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月2日
【会社名】	株式会社トランヴィア
【英訳名】	Toranvia Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 小坂 友康 代表取締役社長 福島 嘉章
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目12番14号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社東邦システムサイエンス 取締役経営管理本部長 砂賀 昌代 株式会社ランドコンピュータ 取締役経営管理本部長 奥野 文俊
【最寄りの連絡場所】	株式会社東邦システムサイエンス 東京都文京区小石川一丁目12番14号 株式会社ランドコンピュータ 東京都港区芝浦四丁目13番23号
【電話番号】	株式会社東邦システムサイエンス 03(3868)6060 株式会社ランドコンピュータ 03(5232)3046(直通)
【事務連絡者氏名】	株式会社東邦システムサイエンス 取締役経営管理本部長 砂賀 昌代 株式会社ランドコンピュータ 取締役経営管理本部長 奥野 文俊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	14,373,389,490円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社東邦システムサイエンス(以下「TSS」といいます。)及び株式会社ランドコンピュータ(以下「R&D」といいます、TSSとR&Dを総称して「両社」といいます。)の2025年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。
(注)	本届出書提出日現在において、株式会社トランヴィアは未設立であり、2026年4月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月26日付で提出した有価証券届出書及び2026年1月19日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、両社が2026年2月2日付で当社の株式について株式会社東京証券取引所プライム市場に新規上場申請を行ったことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

4 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠

(1) 株式移転比率

(2) 株式移転比率の算定根拠等

当社の上場申請に関する事項

第三部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	39,975,987株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社トランヴィア（以下「当社」といいます。）における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1 (省略)

2 (省略)

3 両社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場申請を行う予定です。

4 (省略)

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	39,975,987株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社トランヴィア（以下「当社」といいます。）における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1 (省略)

2 (省略)

3 両社は、当社の普通株式について、2026年2月2日付で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場申請を行いました。

4 (省略)

2【募集の方法】

（訂正前）

株式移転によることとします。（注）1、2

(注) 1 (省略)

- 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所有価証券上場規程第2条第(73)号及び第208条）により2026年4月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、東京証券取引所有価証券上場規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

（訂正後）

株式移転によることとします。（注）1、2

(注) 1 (省略)

- 2 当社は、2026年2月2日付で東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所有価証券上場規程第2条第(73)号及び第208条）により2026年4月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、東京証券取引所有価証券上場規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

4【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

（訂正前）

（1）株式移転比率

会社名	T S S	R & D
株式移転比率	1.27	1

（注）1 （省略）

（注）2 （省略）

（注）3 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、両社の株主の皆様割り当てられる当社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、T S Sの株式を79株以上、又はR & Dの株式を100株以上保有する等して、本株式移転により当社の株式の単元である100株以上の当社の株式の割当てを受けるT S S又はR & Dの株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

（2）株式移転比率の算定根拠等

（前略）

当社の上場申請に関する事項

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は、当社の設立登記日である2026年4月1日を予定しております。

また、両社は本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の株式の上場に先立ち、2026年3月30日に両社の株式は東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、当社の株式の上場が承認された場合には、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された当社の株式を取引することができます。

なお、当社の株式上場日及び両社の株式の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

（後略）

（訂正後）

（1）株式移転比率

会社名	T S S	R & D
株式移転比率	1.27	1

（注）1 （省略）

（注）2 （省略）

（注）3 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、両社の株主の皆様へ割り当てられる当社の株式は、2026年2月2日付で東京証券取引所プライム市場に対して行った新規上場申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、T S Sの株式を79株以上、又はR & Dの株式を100株以上保有する等して、本株式移転により当社の株式の単元である100株以上の当社の株式の割当てを受けるT S S又はR & Dの株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

（2）株式移転比率の算定根拠等

（前略）

当社の上場申請に関する事項

両社は、新たに設立する当社の株式について、2026年2月2日付で東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行いました。上場日は、当社の設立登記日である2026年4月1日を予定しております。

また、両社は本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の株式の上場に先立ち、2026年3月30日に両社の株式は東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、当社の株式の上場が承認された場合には、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された当社の株式を取引することができます。

なお、当社の株式上場日及び両社の株式の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

（後略）

第三部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,975,987 (注)1、2、3	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4
計	39,975,987		

(注)1 (省略)

2 (省略)

3 両社は、当社の普通株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場申請を行う予定です。

4 (省略)

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,975,987 (注)1、2、3	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4
計	39,975,987		

(注)1 (省略)

2 (省略)

3 両社は、当社の普通株式について、2026年2月2日付で東京証券取引所プライム市場に新規上場申請を行いました。

4 (省略)